

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（雨水処理設備の処理対象水の追加及び雨水散水設備の記載の削除）に係る面談
2. 日時：令和5年12月7日（木）10:00～11:10
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
松田室長補佐、森審査班長、山下安全審査専門職
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当1名（テレビ会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当6名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（雨水処理設備の処理対象水の追加及び雨水散水設備の記載の削除）について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁は説明を受けた内容について事実関係を確認するとともに、主に以下のコメント等を伝えた。

- 雨水処理設備で浄化処理をする水を汲み上げる排水路について、各排水路の経路及び集水域等が確認できる図等の資料を追加すること。
- 雨水処理設備の受入基準としている「100,000Bq/L」について、雨水処理設備のメンテナンス作業における作業員の被ばく線量等を考慮してしきい値を設定しているとのことだが、当該受入基準値が妥当である根拠を示すこと。
- 各排水路のゲートに設置している各モニタについて、機器の仕様と警報設定値等を整理して資料に示すこと。
- 処理対象水が建屋由来であるかフォールアウト由来であるかの判断について、資料に記載されている以外に物理的条件等で判断している基準についても、資料に示すこと。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. 資料

- 「福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項」該当項目整理表（案件：雨水処理設備の処理対象水の追加及び雨水散水設備の記載の削除）
- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（雨水処理設備の処理対象水の追加及び雨水散水設備の記載の削除）

以上